

全 員 協 議 会

日 時 平成28年6月30日(木) 午後3時30分 ~
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

大規模スポーツ施設事業用地の調査測量業務及び公嘱協会に関わる測量・
登記業務委託の見直し改善について

水道予納金の返金について

3 質 疑

4 その他

水道予納金の返金について

上 下 水 道 部

上水道を使用中の皆さんにお預かりしている水道予納金を返金します。

1 趣旨

- ◆ 水道予納金は、上水道の使用開始時に2期分の水道料金概算額をお預かりし、閉栓時に未納の水道料金の精算に充てる保証金的な性格を有するもので、昭和47年4月から平成19年3月までの間に使用を開始された方に納めていただいたものです。
- ◆ お客様サービス向上の一環として窓口まできていただくなくても電話での開・閉栓手続きを可能とするため、平成19年4月から予納金制度を廃止しました。
- ◆ 予納金制度の廃止前にお預かりした予納金は、従来どおり閉栓時に精算のうえ返金するほか、申し出があった場合には使用中の場合でも返金しています。
- ◆ 4月末現在、使用中の方からお預かりしている予納金は、15,764件、69,766,000円で、このほか、閉栓済の方に返金できていない予納金が1,486件、6,371,540円となっています。
- ◆ すでに予納金制度を廃止してから10年が経過することから、閉栓時に予納金の返金のために窓口に来ていただく手間を省き、更なるお客様サービスの向上を図るため、お預かり中の予納金を返金するものです。

2 返金額

予納金としてお預かりしている金額を返金します。口径13～20mmの場合、昭和63年3月以前分は2,000円、それ以降分は5,000円です。ただし、未納の料金がある場合には、料金に充当します。

3 返金方法

原則として、現在水道料金をお支払いいただいている預金口座への振込により返金します。ただし、使用者と支払口座の名義が異なる場合及び口座引落し以外の場合は、使用者の指定する口座に振込みます。

閉栓後まだ返金を受けられていない予納金は、これまでどおり本人確認のうえ、水道予納金預り証書と引き換えに、窓口で返金します。

4 返金スケジュール

7月 5日 定例記者会見で発表、亀岡市ホームページで公表

7月 6日 問い合わせ専用電話設置（フリーダイヤル 0120-077-130）

7月15日 キラリ☆亀岡おしらせに掲載

7月15日 対象者への個別通知の発送

7月28日以降 返金（口座振込）の実施

5 その他

予納金については、預かり時に「水道予納金預り証書」（別紙1）を発行し、「予納金預り証書処理台帳」（別紙2）に納付者や金額、返金日などを記録し管理しています。

今回、台帳のデータを電算入力し再確認をしたところ、平成16年度以前に返金したもののうち、台帳に返金記録が記入できていないものが、307,300円分あることが判明しました。

この分については、閉栓時にすでに返金済みであり、適切に対処して参ります。

別紙2 予納金預り証処理台帳

No

予納金預り証処理台帳

住所 亀岡市			
水栓番号			
氏名		様	
金		円也	
交付年月日	平成	年	月 日
返済年月日	平成	年	月 日
上記の金額を受領しました。			
		年	月 日
受領者		御	
		様	
摘		要	